



令和4年5月16日

各 位

会 社 名 東海旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 金子 慎
(コード番号 9022 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 常務執行役員広報部長 武田 健太郎
(TEL. 052-564-2549)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年5月16日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を令和4年6月23日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に、現行定款第22条について取締役の任期を2年から1年に短縮し、これに伴い任期調整の規定を削除するものです。
- (2) 取締役の任期短縮に伴い、取締役会の決議によって剰余金の配当等の実施が可能となるよう、変更案のとおり定款第34条、第35条、第36条を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第10条、第35条、第36条の削除を行うものです。

なお、毎年3月31日を基準日とする期末配当については、不測の事態等により株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合において、取締役会決議によって実施することといたします。

- (3) 令和元年会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、電子提供措置に係る改正法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。

これに伴い、所要の変更を行うとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を定めるための規定および効力発生日等に関する附則を設けるものです。

- (4) その他、現行定款第31条で引用する会社法の条文項数のほか、上記の各変更に伴う条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月23日（予定）

定款変更の効力発生日 令和4年6月23日（予定）

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第 10 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 11 条 ～ (条文記載省略) 第 15 条</p>	<p>第 10 条 ～ (現行どおり) 第 14 条</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 16 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に規定する電子提供措置をとる。</u> <u>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定する書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 17 条 ～ (条文記載省略) 第 21 条</p>	<p>第 16 条 ～ (現行どおり) 第 20 条</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 23 条 ～ (条文記載省略) 第 27 条</p>	<p>第 22 条 ～ (現行どおり) 第 26 条</p>
<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第 28 条 第 21 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。</p>	<p>(監査役の選任決議)</p> <p>第 27 条 第 20 条第 1 項の規定は、監査役に準用する。</p>
<p>第 29 条 ～ (条文記載省略) 第 30 条</p>	<p>第 28 条 ～ (現行どおり) 第 29 条</p>
<p>(補欠の監査役の予選の効力)</p> <p>第 31 条 会社法第 329 条第 2 項の規定による補欠の監査役を選任する場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって、その期間を短縮することができる。</p>	<p>(補欠の監査役の予選の効力)</p> <p>第 30 条 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査役を選任する場合、その選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によって、その期間を短縮することができる。</p>
<p>第 32 条 ～ (条文記載省略) 第 34 条</p>	<p>第 31 条 ～ (現行どおり) 第 33 条</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 34 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u> 第 35 条 本会社は、株主総会の決議によって、 <u>毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行う。</u> 2 <u>前項の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。</u> 3 <u>前項の金銭には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(中間配当)</u> 第 36 条 本会社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年 9 月 30 日を基準日とする中間配当を行うことができる。</u> 2 <u>前条第 2 項及び第 3 項の規定は、中間配当に準用する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第 35 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p data-bbox="805 376 1093 409"><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p data-bbox="805 421 1425 555"><u>第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。</u></p> <p data-bbox="805 566 1425 656"><u>2 前項の金銭には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</u></p>
(新 設)	<p data-bbox="1061 712 1173 745"><u>附 則</u></p>
(新 設)	<p data-bbox="805 813 1425 1037"><u>第 1 条 現行定款第 16 条の削除及び変更定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="805 1048 1425 1182"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日で開催する株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="805 1193 1425 1328"><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>